

第2期長浜市地域福祉計画を策定しました

☎ 社会福祉課(☎65-6536)

地域福祉推進の理念

「地域の絆で ともに育み支えあい 安心して暮らせるまち 長浜」

少子高齢化の進行や、核家族世帯・一人暮らし高齢者世帯の増加など地域を取り巻く様々な状況を背景に、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに支えたり支えられったりする関係やそのしくみをつくっていくため、新たな地域福祉計画を策定しました。

住む場所によって、暮らすために違った課題があります。例えば、買い物がしづらい、子育て支援がほしい、近所の人とのつながりが薄いなどです。地域福祉とは、これら課題を市民、行政、社会福祉関係者(民生委員など)が協力して解決を図り、「このまちに住んで良かった」と実感できる社会を実現することです。

理念実現のための基本目標と視点

1「地域」を基礎とする支えあいのまち ～地域を育てる～

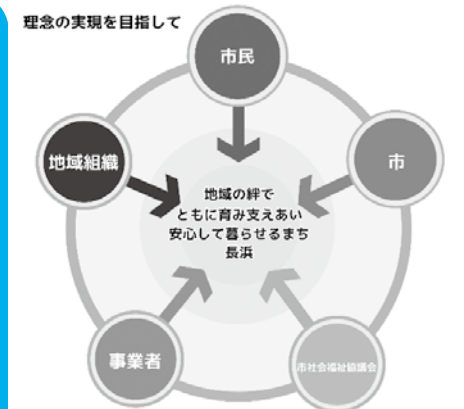
- ともに支えあえる地域をつくります
- 安全で安心な地域をつくります

2「ともに育む」仲間づくりのまち ～仲間を育てる～

- 地域福祉を担う仲間をつくります
- 地域福祉活動に参加したい環境をつくります

3「協働」による地域福祉のまち ～しくみを育てる～

- 健やかな成長と自立を支える体制をつくります
- 地域福祉を推進するしくみをつくります



新たな取組～基本目標を達成するため、新たに取り組めます～

- 地域の実情にあった活動を支援し、世代や置かれている状況にとらわれず、誰もが集える場づくりを促進します。
- 地域の世代間対話を推進し、地域行事の開催等を通じて、地域の課題にともに向き合う機会を創出します。
- 庁内や関係機関が連携した総合相談体制や、自立へのしくみづくりの整備について検討します。
- 媒体を多様化し、必要な人に必要な情報が行き届くしくみづくりを検討します。

「暮らしの中に在り続ける活動をめざして」

ごはんだすき！にぎにぎの会／こどもの居場所 まんま

田中 裕子 さん



私は、地域で子育て支援の活動をしつつ、自身も仲間に支えられ、「お互いさま」の関係の中で子育てできることが本当に心強いです。

一人ひとりの暮らしの中での困りごとや想いが集まると、地域の「課題」が見えてきます。

その解決には、活動が暮らしの場にあり続けるということが肝心です。「活動を続けていくしくみ」は、その担い手や市民、地域、行政が共に考えることが必要です。

地域での活動がイベント的なものではなく、日々の暮らしの一部となるような、そんな形での地域福祉の推進を願っております。

「地域福祉計画策定の意義」

検討委員会座長
龍谷大学社会学部教授
筒井のり子 さん



少子高齢化が進み、各地で災害が多発する中、ますます地域福祉の重要性が高まっています。

“暮らし続けたい”地域、支援が必要な状態でも“暮らし続けられる”地域を作っていくためには、行政、福祉専門職、地縁組織、NPO、住民等による連携・協力が不可欠です。それを後押しする計画が作られた意義はとても大きいと思います。

長浜市長選挙 立候補予定者説明会

☎ 選挙管理委員会(☎65-65003)

平成30年2月25日に執行を予定している長浜市長選挙の立候補予定者説明会を次のとおり開催します。

〔日時〕 12月21日(木) 14時～

〔会場〕 市役所本庁舎1階 多目的ルーム3・4

〔対象者〕 選挙に立候補を予定している人や関係者

〔立候補できる人〕 満25歳以上の日本国民

※この他にも要件があります。詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

12月29日(金)・30日(土)はゴミの 持ち込みが可能です

☎ 環境保全課(☎65-6513)

クリスタルプラザ、クリーンプラントおよび伊香クリンプラザでゴミの持ち込みを受け付けていますので、ご利用ください。

◆受付時間

8時30分～12時、13時～16時30分

◆次回の持ち込み受付予定日

1月28日(日)

※11月1日号で、次回の持ち込み受付予定日を12月24日(日)とお知らせしましたが、受付はありません。

個人住民税の特別徴収に ご協力ください

☎ 税務課(☎65-6524)

所得税の源泉徴収義務者は、原則として個人住民税の特別徴収を義務付けられています。ご理解とご協力をお願いします。

特別徴収制度とは

給与支払者(事業者)が所得税の源泉徴収と同様に、毎月の従業員に支払う給与から住民税を徴収し、納入していただく制度です。

給与を支払う事業者は、地方税法および市の条例により、原則特別徴収義務者として、従業員の住民税を特別徴収することが義務付けられています。

徴収税額については、市が計算を行い、毎年5月に事業所あてに「特別徴収税額決定通知書」を送付しますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに納入していただきます。

なお、従業員が常時10人未満の事業所は、申請により通常年12回の納期を年2回とすることができ、詳しくは担当課までお問い合わせください。

従業員のメリット

○毎月の給与から徴収されるため、納税のために納期ごとに金融機関へ出向く必要がなく、納め忘れがありません。

○納期が12回であることから、普通徴収(納付書・口座振替による納付)の4回に比べ、1回あたりの負担が少なくて済みます。

森林ディレクション 審議会委員を募集します

☎ 森林整備課(☎65-6526)

外部有識者等で組織する「長浜市森林ディレクション審議会」において、森林整備の根幹である各種計画を総合的かつ継続して審議していただく市民委員を募集します。

〔対象者〕

①市内在住または在勤の20歳以上で、森林・林業に関心のある人

②年3回程度開催する審議会に出席できる人(報酬有)
〔募集人数〕 2人以内

〔応募〕

応募用紙に必要事項を記入し、12月27日(水)までに郵送、メール、FAXまたは直接左記まで。

応募用紙は森林整備課、北部振興局農林課・各支所にあります。

問合せ・応募先

〒526-1850 八幡東町632

森林整備課(本庁舎2階)

☎ 65-6526

FAX 65-1602

✉ shirin@city.nagahama.lg.jp

